

別表第六 (第四条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	295,800	347,000	425,700
	2	235,900	311,900	363,600	438,500
	3	245,800	328,200	380,300	450,500
	4	261,000	344,600	396,900	462,300
	5	276,900	361,000	409,400	473,600
	6	292,700	377,500	422,200	484,900
	7	307,600	394,100	434,700	495,600
	8	323,100	406,600	446,700	506,000
	9	337,800	418,000	458,200	516,100
	10	350,700	428,600	469,000	525,700
再任用 職員以 外の職 員	11	363,400	438,100	479,800	535,400
	12	375,800	447,200	490,100	544,300
	13	385,000	456,100	499,800	552,900
	14	393,800	464,800	509,500	561,500
	15	401,000	473,500	517,800	569,800
	16	405,700	482,000	526,200	578,200
	17	410,200	488,000	534,600	586,000
	18	412,700	492,900	541,200	592,500
	19		497,000	547,700	597,700
	20		500,300	552,400	602,300
	21		503,800	557,000	
	22		507,300	561,600	
	23		510,700	565,700	
	24		514,100	569,800	
再任用 職員		294,700	346,500	397,800	465,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	205,400	228,600	265,200	306,800	342,100
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900
再任用 職員以 外の職 員	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900	
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500	
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100	
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100		
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500		
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900		
	24		295,700	354,400	378,000			
	25		297,500	356,700	380,400			
	26		299,200	358,700	382,900			
27		301,100	360,800	385,500				
28		302,800	362,900					
29			365,100					
30			367,300					
再任用 職員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,900	243,200	274,400	310,800
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300	
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800	
	25	283,900	336,800	378,600	398,900		
	26	288,000	340,700	381,900	402,200		
	27	291,500	344,000	384,900	405,100		
	28	294,600	347,000	387,700	407,500		
	29	297,100	349,700	390,500			
	30	299,200	351,800	393,200			
	31	301,000	353,800	395,500			
	32	302,900	355,700				
	33	304,800	357,600				
	34	306,700	359,700				
	35	308,600	361,800				
	36	310,500	364,000				
	37	312,300	366,300				
	38	314,400	368,500				
	39	316,300					
	40	318,400					
41	320,200						
再任用 職員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第十二条第二項第二号中「三万八千円」を「支給単位期間につき、三万八千円」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、「掲げる額」を「定める額」に、「（その額が四万五千円を超えるときは、その額と四万五千円との差額の二分の一（その差額の二分の一が七千円を超えるときは、七千円）を四万五千円に加算した」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「交通機関等」の下に「（以下「特別急行列車等」という。）」を加え、「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十二条第四項中「前項の交通機関等」を「特別急行列車等」に、「同項」を「前項」に、「月額」を「額」に改め、同条第五項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由

が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月)をいう。

第二十一条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改め、同条第四項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十一」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額 円
1	409,000
2	483,000
3	561,000
4	653,000
5	762,000
6	870,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額 円
1	337,000
2	376,000
3	406,000

第六条第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十、」に、「百分の百七十」を「百分の百六十、」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

(一般職の任期付職員 of 採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員 of 採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項 of 表を次のように改める。

号 給	給料月額 円
1	404,000
2	457,000
3	514,000
4	585,000
5	668,000
6	781,000
7	913,000

第五条第二項中、「百分の百七十」を、「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第六条 一般職 of 任期付職員 of 採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十、」に、「百分の百七十」を「百分の百六十、」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例 of 施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員 of 施行日における給料月額(第一号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事委員会規則で定める。

一 一般職 of 職員 of 給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給(給与条例別表第四 of 教育職給料表) of 職務の級五級にあっては、二十三号給)を超える給料月額

二 一般職 of 任期付研究員の採用等に関する条例(附則第四項及び第五項において「任期付研究員条例」という。)第五条第四項 of 規定による給料月

額

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第四項及び第五項において「任期付職員条例」という。）第四条第三項の規定による給料月額（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例若しくは一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年秋田県条例第三号）附則第二項及び第三項、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成十五年十二月に支給する期末手当（第二号を除き、以下この項において「期末手当」という。）の額は、第一条の規定による改正後の給与条例第二十一条第二項（同条第三項若しくは第四項、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例第六条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項から第七項まで、第二十四条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第二号）第四条第一項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（給与条例第十二条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）及び特勤勤務手当（給与条例第十三条の三の規定による手当を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）第三条第一項に規定する教職調整額の合計額に百分の一・五一を乗じて得た額に、同年四月から同年十一月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、

給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・五一を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月十八日

秋田県条例第七十一号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中、「百分の百七十」を、「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 平成十五年十二月に支給する期末手当については、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年秋田県条例第七十号)附則第五項及び第六項の規定は、適用しない。

第二条 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」と、「百分の百七十」と、「百分の百四十五」を「百分の百六十」と、「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

秋田県知事 寺 田 典 城